

静岡県公立大学法人役員報酬規則

平成 19 年 4 月 1 日 規則第 8 号

改正 平成 21 年 5 月 29 日、平成 21 年 12 月 1 日、平成 22 年 4 月 1 日、平成 22 年 12 月 1 日
平成 23 年 4 月 1 日、平成 23 年 12 月 1 日、平成 26 年 12 月 25 日、平成 27 年 4 月 1 日
平成 28 年 4 月 1 日、平成 28 年 12 月 21 日、平成 29 年 12 月 8 日、平成 30 年 12 月 27 日
令和元年 12 月 26 日、令和 2 年 12 月 2 日、令和 3 年 4 月 1 日、令和 4 年 6 月 30 日
令和 4 年 12 月 1 日、令和 5 年 12 月 1 日、令和 6 年 12 月 1 日、令和 7 年 4 月 1 日

(目的)

第 1 条 この規則は、静岡県公立大学法人（以下「法人」という。）の理事長、理事及び監事（以下「役員」という。）の報酬に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(役員報酬)

第 2 条 役員の報酬は、常勤の役員については、給料、通勤手当及び期末特別手当とし、非常勤の役員については、非常勤役員手当及び通勤手当とする。

(報酬の支給日)

第 3 条 常勤の役員の報酬（期末特別手当を除く。）は、毎月 21 日に支給する。

2 期末特別手当は、6 月 30 日及び 12 月 10 日に支給する。

3 前 2 項に規定する日が、国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に定める休日（以下「休日」という。）、日曜日又は土曜日に当たるときは、その日前においてその日に最も近い休日、日曜日又は土曜日でない日を支給日とする。

(給料)

第 4 条 給料の額は、次のとおりとする。

(1) 理事長 月額 1,097,000 円

(2) 理事 月額 618,000 円

2 理事長は、その者の職務経験、実績及び職務の困難度等を勘案して、必要と認める場合は、前項の規定にかかわらず、別に給料の額を定めることができる。

(通勤手当)

第 5 条 通勤手当の額及び支給方法は、法人の職員の例による。ただし、非常勤の役員については、勤務日数に応じ、通勤に要する費用を支給する。

(期末特別手当)

第 6 条 期末特別手当は、6 月 1 日及び 12 月 1 日（以下「基準日」という。）にそれぞれ在職する常勤の役員に対して、支給する。これらの基準日前 1 か月以内に退職し、又は死亡した常勤の役員についても同様とする。

2 期末特別手当の額は、給料月額及びその給料月額に 100 分の 45 を乗じて得た額の合計額に 100 分の 172.5 を乗じて得た額に、基準日以前 6 か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1) 6 か月 100 分の 100

(2) 5 か月以上 6 か月未満 100 分の 80

(3) 3 か月以上 5 か月未満 100 分の 60

(4) 3 か月未満 100 分の 30

3 第 2 項の期末特別手当の額を定めるに当たっては、静岡県公立大学法人評価委員会が行う業績評価の結果及び役員としての業務に対する貢献度等を総合的に勘案するものとし、同項の規定による期末特別手当の額の 100 分の 10 の範囲内で、これを増額し、又は減額することができるものとする。

4 期末特別手当の一時差止処分に関しては、法人の職員の例による。

5 期末特別手当は、経営審議会の議を経て支給しないことがある。

(非常勤役員手当)

第 7 条 非常勤役員の非常勤役員手当の額は、次の各号のとおりとする。

(1) 理事 日額 36,600 円

(2) 監事 日額 36,600 円

2 前項に規定する報酬の支給日については、理事長が別に定める。

3 非常勤役員がその職務を行うため旅行する場合には、その費用の弁償として旅費を支給するものとし、その額及び支給方法については、法人の職員の例によるものとする。

(日割計算)

第8条 新たに常勤の役員となった者には、その日から給料を支給する。

2 常勤の役員が退職し、又は解任された場合には、その日までの給料を支給する。

3 常勤の役員が死亡により退職した場合には、その月までの給料を支給する。

4 第1項及び第2項の規定により給料を支給する場合における日割計算の方法については、職員の例による。

(支払方法)

第9条 役員の報酬は、当該役員の本人名義の預金口座への振込みの方法により、その全額を支払うものとする。ただし、法令に基づき、役員の報酬から控除すべき金額があるときには、その役員に支払うべき報酬の金額から、その金額を控除して支払うものとする。

(端数の処理)

第10条 この規程により計算した金額に、1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(理事の報酬)

第11条 静岡県公立大学法人役員規則（平成19年規則第7号）第3条第2項に規定する教員を兼務する理事については、役員としての報酬は支給しない。

2 法人の事務局長である理事については、本規則により支給する。

(準用)

第12条 役員の報酬の支給については、この規則に定めるもののほか法人の職員の例による。

附 則

1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成21年5月29日から施行する。

附 則

この規則は、平成21年12月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成22年12月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成23年12月1日から施行する。ただし、第7条第1項の改正規定は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成26年12月25日から施行する。ただし、第6条第2項の改正規定は、平成26年12月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。ただし、第1条の規定は、平成28年3月25日から施行し、平成27年12月1日から適用する。

2 改正後の静岡県公立大学法人役員報酬規則（以下「改正後の役員報酬規則」という。）の規定を適用

する場合においては、改正前の静岡県公立大学法人役員報酬規則の規定に基づいて支給された役員の報酬は、改正後の役員報酬規則の規定による役員の報酬の内払とみなす。

附 則

- 1 この規則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 1 条の規定は、平成 28 年 12 月 21 日から施行し、平成 28 年 12 月 1 日から適用する。
- 2 改正後の静岡県公立大学法人役員報酬規則（以下「改正後の役員報酬規則」という。）の規定を適用する場合においては、改正前の静岡県公立大学法人役員報酬規則の規定に基づいて支給された役員の報酬は、改正後の役員報酬規則の規定による役員の報酬の内払とみなす。

附 則

- 1 この規則は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 1 条の規定は、平成 29 年 12 月 8 日から施行し、平成 29 年 12 月 1 日から適用する。
- 2 改正後の静岡県公立大学法人役員報酬規則（以下「改正後の役員報酬規則」という。）の規定を適用する場合においては、改正前の静岡県公立大学法人役員報酬規則の規定に基づいて支給された役員の報酬は、改正後の役員報酬規則の規定による役員の報酬の内払とみなす。

附 則

- 1 この規則は、平成 30 年 12 月 27 日から施行し、平成 30 年 12 月 1 日から適用する。
ただし、6 月及び 12 月期の期末特別手当の支給割合の均等化に係る改正後の役員報酬規則の規定は平成 31 年 4 月 1 日（以下「適用日」という。）から適用する。
- 2 改正後の静岡県公立大学法人役員報酬規則（以下「改正後の役員報酬規則」という。）の規定を適用する場合においては、改正前の静岡県公立大学法人役員報酬規則の規定に基づいて支給された役員の報酬は、改正後の役員報酬規則の規定による役員の報酬の内払とみなす。

附 則

- 1 この規則は、令和元年 12 月 26 日から施行し、令和元年 12 月 1 日から適用する。
ただし、6 月及び 12 月期の期末特別手当の支給割合の均等化に係る改正後の役員報酬規則の規定は令和 2 年 4 月 1 日（以下「適用日」という。）から適用する。
- 2 改正後の静岡県公立大学法人役員報酬規則（以下「改正後の役員報酬規則」という。）の規定を適用する場合においては、改正前の静岡県公立大学法人役員報酬規則の規定に基づいて支給された役員の報酬は、改正後の役員報酬規則の規定による役員の報酬の内払とみなす。

附 則

この規則は、令和 2 年 12 月 2 日から施行し、令和 2 年 12 月 1 日から適用する。

ただし、6 月及び 12 月期の期末特別手当の支給割合の均等化に係る改正後の役員報酬規則の規定は令和 3 年 4 月 1 日（以下「適用日」という。）から適用する。

附 則

この規則は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この規則は、令和 4 年 6 月 30 日から施行する。
- 2 令和 4 年 6 月に支給する期末特別手当（以下、6 月期期末特別手当という。）の額は、改正後の静岡県公立大学法人役員報酬規則第 6 条第 2 項の規定にかかわらず、同項の規定により算定される 6 月期期末特別手当の額から、改正前の静岡県公立大学法人役員報酬規則第 6 条第 2 項の規定により令和 3 年 12 月に支給された期末手当の額に 167.5 分の 10 を乗じて得た額を減じた額とする。

附 則

この規則は令和４年１２月１日から施行する。

附 則

この規則は令和５年１２月１日から施行する。

ただし、６月及び１２月期の期末特別手当の支給割合の均等化に係る改正後の役員報酬規則の規定は令和６年４月１日から適用する。

附 則

この規則は令和６年１２月１日から施行する。

ただし、６月及び１２月期の期末特別手当の支給割合の均等化に係る改正後の役員報酬規則の規定は令和７年４月１日から適用する。

附 則

この規則は、令和７年４月１日から施行する。